

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近の改定: 令和5年4月1日

重点路線

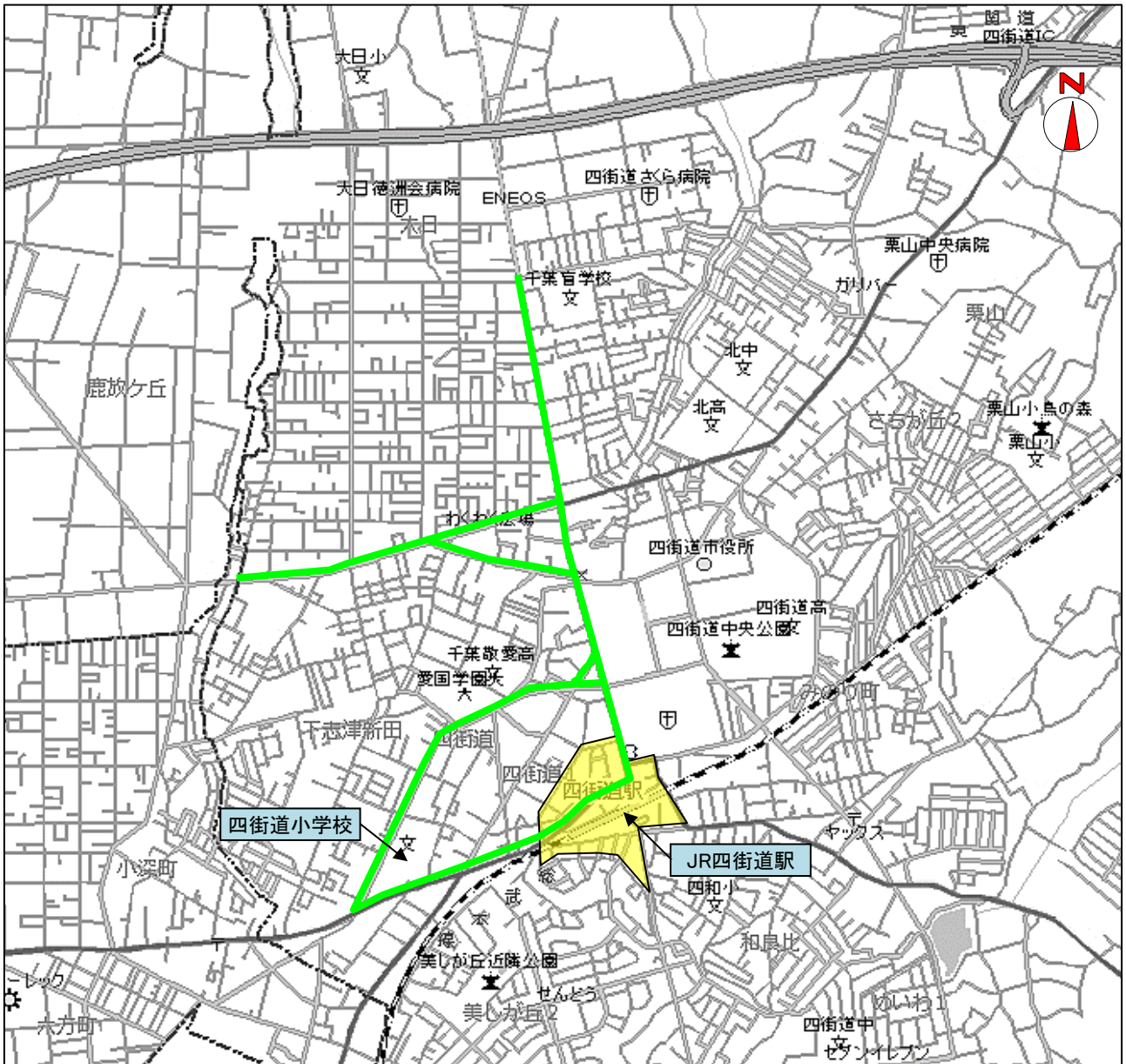
◎重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
主要地方道千葉臼井印西線(大日交差点付近から四街道市四街道1570先交差点付近の間)	7:00~0:00
県道四街道上志津線(大日交差点付近から県立千葉盲学校入口交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(大日交差点付近からさくらがおか幼稚園付近の間)	7:00~0:00
市道(大日五差路付近から緑ヶ丘三差路付近の間)	7:00~0:00
市道(津の守通り入口交差点付近から四街道駅前郵便局北側交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(消防署前交差点付近から四街道市四街道1570先交差点付近の間)	7:00~0:00

重点地域

◎重点地域	
地域	重点時間帯
JR四街道駅周辺	7:00~0:00
◎自動二輪・原付重点地域	
地域	重点時間帯
JR四街道駅周辺	7:00~0:00

【千葉県四街道警察署】

四街道警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



cGeoTechnologies, Inc.
 c PASCO CORPORATION

- 凡例
- 重点路線
 - 重点地域

